

## I - 2 公共用水域の水質測定計画実施要領



この要領は、公共用水域の水質測定計画に基づく調査の実施にあたり、採取方法等の事項を定めるものとする。

## 1 採取方法

### (1) 水質

原則として、別表 1 に示す方法で行う。

### (2) 底質

底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号)に従い、試料の採取及び調製を行う。

## 2 調査票の記入

### (1) 採水位置(流心、右岸、左岸の別及び採取水深)

### (2) 天候(当日)

### (3) 採取年月日及び採取時刻

### (4) 気温、水温、色相、臭気、透視度又は透明度、流況

色相は流況を確認する位置から確認する。

### (5) 底質の色相、臭気及び堆積物の組成

調査時に、上記(1)～(5)を別紙 1 の調査票へ記入する。

原則として、調査票は分析機関用、採取機関用の 2 枚 1 組とする。

## 3 日程等

水質測定の日程は、別紙 2 のとおりとする。また、天候等により、やむを得ず定められた調査日を変更する場合又は欠測が生じた場合は、速やかに新潟県環境局環境対策課長に連絡する。

## 4 その他

県の採水機関が保健環境科学研究所に検体を送付する際、又は保健環境科学研究所が採水機関に結果を報告する際には、別紙 3-1 から 3-3 の送付書により行うこととする。

別表 1

## 水質試料の採取容器及び採取方法

項目	試料容器			試料容器の洗浄方法等に係る特記事項	採取容器	採取方法に係る特記事項
	種類	容量	本数			
DO	ふらん瓶	100mL	1	—	PS	気泡が残らないように満水にし、硫酸マンガン溶液とアルカリ性ヨウ化カリウム-アジ化ナトリウム溶液で固定する。
大腸菌数	広口メジャー瓶	400～500mL	1	滅菌処理	PS	試料は容器の8分目程度までとし、満水にしない。
n-ヘキサン抽出物質	広口共栓瓶(ガラス)	5L	1	n-ヘキサン洗浄	—	びんに直接採水する。容器の8分目程度まで試料を入れ、満水にはしない。
全窒素、全磷、アンモニウム性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	ねじ口瓶(ポリ)	500mL	1	新品の容器を洗浄しないでそのまま使用する。	PS	—
ノニルフェノール	ねじ口瓶(ガラス)	1L	2	アセトン洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
LAS	ねじ口瓶(ガラス)	1L	2	アセトン、メタノールで洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	同 上
全シアン	ねじ口瓶(ポリ)	1L	1	—	PS	水酸化ナトリウムを加え、pHを12にする。
重金属(総水銀を除く)	ねじ口瓶(ポリ、ガラス)	1～5L	1～5	酸洗浄	P	—
総水銀	共栓瓶(ガラス)又はねじ口瓶(ガラス)	250mL	1	酸洗浄	P	—
アルキル水銀	ねじ口瓶(ガラス)	1L	1	酸、トルエンで洗浄	P	—
PCB	ねじ口瓶(ガラス)	1～2L	2	アセトン、n-ヘキサンで洗浄。原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
農薬(1,3-ジクロロプロペンを除く)	ねじ口瓶(ガラス)又はガロン瓶	1～4L	2	同上	S	同 上
揮発性有機化合物及び1,3-ジクロロプロペン	ねじ口瓶(ガラス)又はふらん瓶	250mL	2	105℃で3時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後、容器に気泡が残らないように満水にし、密栓する。
1,4-ジオキサン	ねじ口瓶(ガラス)又はふらん瓶	250mL	2	揮発性有機化合物と同時に分析する場合、同上とし、試料容器を兼ねる。	S	同 上
		250mL～1L	2	アセトンで洗浄後、120℃で2時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	
トリハロメタン生成能	ガロン瓶	4L	1	105℃で3時間以上加熱する。測定対象物質の汚染のない場所で放冷後キャップ(栓)をして保存する。この操作は原則として採水日前1週間以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
フェノール類	ねじ口瓶(ガラス)	1L	1	アセトン洗浄	S	速やかに測定できない場合は、試料1リットルあたり硫酸銅1gを加えると共にりん酸でpHを4にする。
フタル酸ジエチルヘキシル	共栓瓶(ガラス)又はふらん瓶	300mL	1	アセトン、ヘキサンで洗浄。原則として採水日前1日以内に行う。	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
ほう素	ねじ口瓶(ポリ)	100mL	2	新品の容器を洗浄しないでそのまま使用する。	PS	—
PFOS及びPFOA	ねじ口瓶(高気密ポリプロピレン)	500mL	2	メタノール洗浄	S	泡立てないように静かに採水した後密栓する。容器は満水にはせず、若干の空間を残す。
上記以外の化学試験	ねじ口瓶(ポリ)	1～5L	—	—	PS	—

- 注) 1 磷、窒素関係とほう素以外の試料容器は予め洗剤洗浄を行う。  
2 採取容器のPはポリエチレン製又はポリプロピレン製、Sはステンレス製のバケツやロートを使用することを意味する。  
3 採水の際、DOや大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質及びPCB、PFOS及びPFOA以外の試料容器は必ず共洗いする。  
4 試料容器の洗浄は原則として分析機関が行うこととする。  
5 必要に応じて、①水質調査方法(昭和46年9月30日付け環水管第30号)、②JIS K 0094、③新しい水質環境基準とその分析法(環境化学研究会、1993)を参照のこと。  
6 上記の試料容器や洗浄方法等は一例であり、必要に応じて同等以上の方法等に変更してもよい。

公共用水域監視現地調査票

試料採取機関名		年 月 日					
調査地点名							
採取位置	(河川)	(海域・湖沼)					
	01 流心	11 上層(表層)	01 11				
	02 左岸	12 中層	02 12				
	03 右岸	13 下層	03 13				
	04 左岸・右岸の混合	14 上層・下層混合	04 14				
	05 左岸、流心、右岸の混合	15 上層・中層混合	05 15				
		16 中層・下層混合	16				
採取年月日	西暦を記入する。 2026年4月9日 → 2026.04.09						
採取時間	24時間表示とする。 午前11時49分 → 11:49						
天 候	01 快晴 04 曇り 11 みぞれ 02 晴れ 08 霧 12 雪 03 薄曇り 10 雨 20 大雨	01 04 11 02 08 12 03 10 20					
気 温	小数1桁とし、小数2桁は切り捨てとする。 12.56 → 12.5						
水 温	同上。海域の場合上層の水温を記入する。						
採取水深	海域・湖沼のみ。採取位置は複数層の場合最下位の層の採取水深を記入する。						
全 水 深	海域・湖沼のみ。						
透 明 度	海域・湖沼のみ。						
流 況	00 通常の状況 07 波浪強し 03 流量大 08 赤潮(またはアオコ等)が発生 04 流量極めて少 09 重油等の流出事故あり 05 濁り多し 10 工業排水・都市下水等の直接的影響あり 06 ゴミ・浮遊物多し	00 07 03 08 04 09 05 10 06					
	色 相 (底質の色)	001 無色 140 淡褐色 201 灰色 030 淡黄色 141 褐色 202 暗灰色 031 黄色 151 赤褐色 221 灰茶色 051 黄緑色 161 茶褐色 231 灰緑色 061 緑色 171 黄褐色 251 灰黒色 071 青緑色 181 緑褐色 321 乳白色 091 青色 191 黒褐色 331 黒色	001 140 201 030 141 202 031 151 221 051 161 231 061 171 251 071 181 321 091 191 331	001 140 201 030 141 202 031 151 221 051 161 231 061 171 251 071 181 321 091 191 331			
		臭 気	011 無臭 181 カビ臭(微) 292 洗剤臭 041 キュウリ臭(微) 182 カビ臭 301 皮革臭(微) 042 キュウリ臭 191 魚臭(微) 302 皮革臭 051 樟脳臭(微) 192 魚臭 311 パルプ臭(微) 052 樟脳臭 221 フェノール臭(微) 312 パルプ臭 091 ニンニク臭(微) 222 フェノール臭 331 金属臭(微) 092 ニンニク臭 231 タール臭(微) 332 金属臭 121 青草臭(微) 232 タール臭 341 ちゅうかい臭(微) 122 青草臭 241 油臭(微) 342 ちゅうかい臭 141 川藻臭(微) 242 油臭 351 魚腐敗臭(微) 142 川藻臭 251 硫化水素(微) 352 魚腐敗臭 151 海藻臭(微) 252 硫化水素 371 し尿、糞尿臭(微) 152 海藻臭 261 塩素臭(微) 372 し尿、糞尿臭 161 土臭(微) 262 塩素臭 381 下水臭(微) 162 土臭 271 アンモニア臭(微) 382 下水臭 171 沼沢臭(微) 272 アンモニア臭 501 その他(微) 172 沼沢臭 291 洗剤臭(微) 502 その他〔 〕	011 181 292 041 182 301 042 191 302 051 192 311 052 221 312 091 222 331 092 231 332 121 232 341 122 241 342 141 242 351 142 251 352 151 252 371 152 261 372 161 262 381 162 271 382 171 272 501 172 291 502	011 181 292 041 182 301 042 191 302 051 192 311 052 221 312 091 222 331 092 231 332 121 232 341 122 241 342 141 242 351 142 251 352 151 252 371 152 261 372 161 262 381 162 271 382 171 272 501 172 291 502		
			堆積物の組成	1 小石混じり砂 4 砂混じりシルト 2 砂 5 シルト 3 シルト混じり砂		1 4 2 5 3	
				透 視 度	河川のみ。有効数字2ケタ、3ケタ以下切り捨て。		

別紙2

公共用水域水質測定日程表  
(河川及び湖沼)

河川及び湖沼名	阿賀野川(奥只見貯水池を含む) 加治川、落堀川、新島崎川、郷本川、島崎川、鯖石川、鵜川、姫川、関川、国府川	信濃川(鳥屋野潟は別表のとおり) 新川、柿崎川、名立川、能生川、早川、青海川	荒川、三面川、胎内川、大川
採水機関	北陸地方整備局 南魚沼環境C、長岡環境C 新発田環境C、上越環境C 佐渡環境C、新潟県、新潟市、長岡市、上越市	北陸地方整備局 三条環境C、南魚沼環境C 長岡環境C、上越環境C 新潟県、新潟市、長岡市、上越市	北陸地方整備局 新発田環境C 新潟県
採水月			
8年 4月	8日(水)	15日(水)	22日(水)
5月	13日(水)	20日(水)	20日(水)
6月	3日(水)	10日(水)	17日(水)
7月	1日(水)	8日(水)	22日(水)
8月	5日(水)	19日(水)	19日(水)
9月	2日(水)	9日(水)	24日(木)
10月	1日(木)	14日(水)	21日(水)
11月	4日(水)	11日(水)	11日(水)
12月	2日(水)	9日(水)	16日(水)
9年 1月	13日(水)	20日(水)	20日(水)
2月	3日(水)	17日(水)	17日(水)
3月	3日(水)	10日(水)	18日(木)

湖沼名	鳥屋野潟					
採水機関	新潟市			採水機関	新潟市	
採水月	採水月			採水月		
8年 4月	8日(水)	15日(水)	10月	1日(木)	14日(水)	
5月	13日(水)	20日(水)	11月	4日(水)	11日(水)	
6月	3日(水)	10日(水)	12月	2日(水)	9日(水)	
7月	1日(水)	8日(水)	9年 1月	13日(水)	20日(水)	
8月	5日(水)	19日(水)	2月	3日(水)	17日(水)	
9月	2日(水)	9日(水)	3月	3日(水)	10日(水)	

## 公共用水域水質測定日程表

( 海 域 )

海 域 名	新潟海域	弥彦・米山地先 海域 (No. 1~6)	弥彦・米山地先 海域( No. 7~10 )	直江津海域 西頸城地先海域 (No1)	西頸城地先海域 (No. 2~6)
採水 機 関	新発田環境C 新潟市 水産課	新潟市 長岡市	長岡環境C	上越市	上越環境C
採水月					
8年 4月	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)
5月	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)
6月	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)
7月	—	—	—	7日 (火)	7日 (火)
8月	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)
9月	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)
10月	6日 (火)	6日 (火)	6日 (火)	—	—

海 域 名	県北海域	両津湾 ( No. 1~4 )	両津湾 ( No. 5~8 )	真野湾	小木港
採水 機 関	新発田環境C 水産課	佐渡環境C	佐渡環境C	佐渡環境C	佐渡環境C
採水月					
8年 4月	7日 (火)	7日 (火)	7日 (火)	8日 (水)	14日 (火)
5月	12日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	13日 (水)	19日 (火)
6月	2日 (火)	2日 (火)	2日 (火)	3日 (水)	9日 (火)
7月	—	7日 (火)	7日 (火)	1日 (水)	14日 (火)
8月	4日 (火)	4日 (火)	4日 (火)	5日 (水)	18日 (火)
9月	1日 (火)	1日 (火)	1日 (火)	2日 (水)	8日 (火)
10月	6日 (火)		1日 (木)		
11月			4日 (水)		
12月			2日 (水)		
9年 1月			13日 (水)		
2月			3日 (水)		
3月			3日 (水)		

令和8年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター  
 分析機関名：保健環境科学研究所  
 採水年月日： 年 月 日

区分	測定地点名					報告 下限値
生活環境項目	大腸菌数 (CFU/100mL)					1
	全窒素 (mg/L)					0.05
	全磷 (mg/L)					0.003
	全亜鉛 (mg/L)					0.001
	ノニルフェノール (mg/L)					0.00006
	L A S (mg/L)					0.0006
健康項目	カドミウム (mg/L)					0.0003
	全シアン (mg/L)					0.1
	鉛 (mg/L)					0.005
	六価クロム (mg/L)					0.01
	砒素 (mg/L)					0.005
	総水銀 (mg/L)					0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)					0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)					0.002
	四塩化炭素 (mg/L)					0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)					0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)					0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)					0.002
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)					0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)					0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)					0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)					0.0005
	ベンゼン (mg/L)					0.001
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)					0.0002
	チウラム (mg/L)					0.0006
	シマジン (mg/L)					0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)					0.002
	セレン (mg/L)					0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)					0.01
	亜硝酸性窒素 (mg/L)					0.01
ふっ素 (mg/L)					0.1	
ほう素 (mg/L)					0.1	
1,4-ジオキサン (mg/L)					0.005	
特殊	銅 (mg/L)					0.01
	クロム (mg/L)					0.01
要監視	ニッケル (mg/L)					0.001
	モリブデン (mg/L)					0.007
	アンチモン (mg/L)					0.002
	全マンガン (mg/L)					0.02
	PFOS (ng/L)					0.5
	PFOA (ng/L)					0.5
	PFOS及びPFOA (ng/L)					1.0
他	アンモニア性窒素 (mg/L)					0.01
底質	[底質] 総水銀 (μg/g)					0.01
	[底質] アルキル水銀 (μg/g)					0.01

注1) 分析する項目には成績記入欄の左肩に (° (アルキル水銀は (△) ) 印をつけてください。

注2) 総水銀とアルキル水銀の分析機関が異なる場合、総水銀の結果が出次第、アルキル水銀の分析機関へ連絡してください。

注3) PFOS、PFOA、PFOS及びPFOAは可能な限り小さい値を報告してください。

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

令和 8 年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター

分析機関名：保健環境科学研究所

採水年月日：        年        月        日

測定地点名				報告 下限値
トリハロメタン生成能				
（総トリハロメタン生成能）      (mg/L)				0.004
（クロホルム）                      (mg/L)				0.001
（ブ`ロモジ`クロメタン）        (mg/L)				0.001
（ジ`ブ`ロモクロメタン）        (mg/L)				0.001
（ブ`ロモホルム）                  (mg/L)				0.001

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

## 令和 8 年度 公共用水域検体（検査結果）送付書

採水機関名：〇〇環境センター

分析機関名：保健環境科学研究所

採水年月日： 年 月 日

測定地点名						報告 下限値
全窒素 (mg/L)						0.05
全磷 (mg/L)						0.003
硝酸性窒素 (mg/L)						0.01
亜硝酸性窒素 (mg/L)						0.01
ほう素 (mg/L)						0.1
アンモニア性窒素 (mg/L)						0.01
LAS (mg/L)						0.0006
PFOS (ng/L)						0.5
PFOA (ng/L)						0.5
PFOS及びPFOA (ng/L)						1.0

注 1) 分析する項目には成績記入欄の左肩に (°) 印をつけてください。

注 2) PFOS、PFOA、PFOS及びPFOAは可能な限り小さい値を報告してください。

〔添付資料〕 公共用水域監視現地調査票

## <参考> 水質汚濁に係る環境基準等

### ○人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びビイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び規格K0102-2 5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。

## ○ 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に 定める方法又はガ ラス電極を用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表8に掲げる 方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5 に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光学 式センサを用いる 水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定め る方法(ただし、 試料採取後直ち に試験ができな いときは、0～5 ℃(凍結させない) の暗所に保 存し、9時間以 内に試験するこ とが望ましく、 12時間以内に 試験する。)	
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

## (2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2 に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5(規格 K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4(規格 K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種 :ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5に定める方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法		
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)	規格 K0102-1 22.5 に定める方法	
備考							
1 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL と酸化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) でフェン溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f_{Na_2S_2O_3} \times 1000 / 50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b): 蒸留水について行った空試験値(mL) $f_{Na_2S_2O_3}$ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価							
2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。							
3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級 :マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級 :ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (規格 K0102-2 17.5.3.2 を除 く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (規格 K0102-2 18.4.1.4 の b)を除 く。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種 :底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種 :一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種 :汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の(2) により 水域類型ご とに指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定 める方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・ 再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再 生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息 できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・ 再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生 産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法 又は付表 10 に掲げる方法		
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

## ○ 生活環境の保全に関する環境基準のうち大腸菌数に関する補足

### <河川>

水系名	水域名	測定地点	類型	基準値 (CFU/100ml)
信濃川	信濃川中流	十日町橋	A	300
		魚沼橋	A	300
		長生橋	A	300
		庄瀬橋	A	300
	信濃川下流	平成大橋	A	300
	中津川上流	清水川原橋	AA	20
	中津川下流	中津川橋	A	300
	清津川	清津川発電所	AA	20
		清津大橋	AA	20
	魚野川上流	東橋	AA	100
	魚野川下流	小出橋	A	300
	三国川	三国川橋	A	300
	佐梨川下流	佐梨川橋	A	300
	渋海川	飯塚橋	A	300
	刈谷田川	中西橋	A	300
	五十嵐川	上水道取水点	A	300
	加茂川上流	八幡橋	A	300
	中ノ口川	西信濃川大橋	A	300
	西川上流	西川橋	A	300
阿賀野川	阿賀野川(4)	麒麟橋	A	300
		横雲橋	A	300
	常浪川	城山橋	AA	100
	早出川	羽下大橋	AA	100
関川	関川上流	一之橋上流	AA	20
	矢代川上流	瀬渡橋上流	AA	100
	保倉川上流	保倉川橋上流	A	300
大川	大川	大川橋	A	300
三面川	三面川	瀬波橋	A	300
	高根川	昭和橋	A	300
荒川	荒川中流	荒川取水堰	AA	20
胎内川	胎内川上流	胎内川橋	AA	20
加治川	加治川	次第浜橋	A	300
柿崎川	柿崎川	黒川橋	A	300
名立川	名立川	名立橋	A	300
能生川	能生川	鱗崎橋	A	300
姫川	姫川	山本地先	AA	20
国府川	国府川	国府橋	B	1,000

< 海域 >

水系名	測定地点	類型	基準値 (CFU/100ml)
弥彦・米山地先海域	No. 2	A	20
	No. 4	A	20
	No. 10	A	20
西頸城地先海域	No. 1	A	20
	No. 6	A	20
真野湾	No. 1	A	20
小木港	No. 1	A	20
県北海域	No. 4	A	20

○ 要監視項目に係る指針値及び測定方法

項 目	指 針 値	測 定 方 法
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	〃
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	〃
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L以下	〃
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003 mg/L以下	〃
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L以下	〃
オ キ シ ン 銅	0.04 mg/L以下	通知1付表2に掲げる方法
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05 mg/L以下	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L以下	〃
E P N	0.006 mg/L以下	〃
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008 mg/L以下	〃
フ ェ ノ プ カ ル プ	0.03 mg/L以下	〃
イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008 mg/L以下	〃
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	—	〃
ト ル エ ン	0.6 mg/L以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キ シ レ ン	0.4 mg/L以下	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニ ッ ケ ル	—	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L以下	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
ア ン チ モ ン	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/L以下	通知2付表1に掲げる方法
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004 mg/L以下	通知2付表2に掲げる方法
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L以下	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウ ラ ン	0.002 mg/L以下	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 ※	通知3付表1に掲げる方法

※PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする

通知1:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について

(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)

通知2:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)

通知3:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)

規格:日本産業規格

○水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水域	類型	指 針 値	測定方法
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下	規格K0125（用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法） 5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特A	0.006 mg/L以下	
		生物B	3 mg/L以下	
		生物特B	3 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.8 mg/L以下	
		生物特A	0.8 mg/L以下	
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下	通知4付表1に掲げる方法
		生物特A	0.01 mg/L以下	
		生物B	0.08 mg/L以下	
		生物特B	0.01 mg/L以下	
	海 域	生物A	2 mg/L以下	
		生物特A	0.2 mg/L以下	
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下	通知4付表2に掲げる方法
		生物特A	1 mg/L以下	
		生物B	1 mg/L以下	
		生物特B	1 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.3 mg/L以下	
		生物特A	0.03 mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下	通知5付表1に掲げる方法
		生物特A	0.0007 mg/L以下	
		生物B	0.004 mg/L以下	
		生物特B	0.003 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.0009 mg/L以下	
		生物特A	0.0004 mg/L以下	
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下	通知5付表2に掲げる方法
		生物特A	0.02 mg/L以下	
		生物B	0.02 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.1 mg/L以下	
		生物特A	0.1 mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下	通知5付表3に掲げる方法
		生物特A	0.003 mg/L以下	
		生物B	0.03 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.02 mg/L以下	
		生物特A	0.01 mg/L以下	

通知4：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

（平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）

通知5：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

（平成25年3月27日付け環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）

# ○水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

## ○河川

### <一般項目(BOD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	信濃川中流	県境から中ノ口川合流点まで	A	イ	S46.5.25閣議決定
	信濃川下流	中ノ口川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H15.3.27環境省告示
	中津川上流	穴藤ダムより上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	A	ア	S46.5.25閣議決定
	清津川	全域	AA	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定
	三国川	六日町大字清水瀬字入山622番の1地先より下流	A	ア	S53.4.28県告示
	宇田沢川	全域	A	ア	S53.4.28県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	A	ア	S53.4.28県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	A	ア	S53.4.28県告示 (H16.1.16一部改正)
	破間川	全域	A	ア	S53.4.28県告示
	洩海川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定
	黒川	黒川放水路を含む全域	B	ア	H14.3.19県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	A	ア	S53.4.28県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	B	ア	S53.4.28県告示
	刈谷田川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
	五十嵐川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	加茂川上流	八幡橋より上流	A	ア	S61.4.25県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	B	ア	S61.4.25県告示
	能代川	全域	B	イ	S46.5.25閣議決定
	小阿賀野川	全域	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	中ノ口川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定
	西川上流	善光寺橋より上流	A	イ	S46.5.25閣議決定
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	B	イ	S46.5.25閣議決定
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	D	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	C	ウ	S51.4.22県告示 (S61.4.25一部改正) (R5.3.24一部改正)
	栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	E	ウ	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
放水路		A	イ	S46.5.25閣議決定	

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
阿賀野川	阿賀野川(4)	新郷ダムより下流	A	ア	S48.3.31環境庁告示
	常浪川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	新谷川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	都辺田川	全域	A	ア	S51.4.22県告示
	早出川	全域	AA	ア	S51.4.22県告示
	安野川	全域	A	イ	S51.4.22県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	B	ウ	S51.4.22県告示
	新井郷川上流	潟口橋から旧加治川合流点まで	B	ア	S51.4.22県告示 (H16.1.16一部改正) (R6.3.22一部改正)
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	C	ウ	S51.4.22県告示
新発田川	住吉橋より下流	C	ア	S51.4.22県告示	
関川	関川上流	一之橋より上流	AA	ア	S46.5.25閣議決定
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	A	ア	S46.5.25閣議決定
	関川下流	渋江川合流点より下流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	AA	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	B	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	AA	ア	S52.4.30県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	A	ア	S52.4.30県告示
	保倉川上流	飯田川合流点より上流	A	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	B	ア	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	A	ア	S52.4.30県告示
	飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	A	ア	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	A	ア	S54.4.13県告示
三面川	三面川	全域	A	ア	S52.4.30県告示
	高根川	全域	A	ア	S52.4.30県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	AA	ア	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
	荒川下流	旭橋より下流	AA	ア	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
胎内川	胎内川上流	高野橋より上流	AA	ア	S48.4.20県告示 (H22.3.9一部改正) (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
	胎内川下流	高野橋から下流	A	ア	S48.4.20県告示 (H16.1.16一部改正) (R5.3.24一部改正)
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	B	ア	S53.4.28県告示
加治川	加治川	全域	A	ア	S53.4.28県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
新川	大通川	全域	C	イ	S46.5.25閣議決定
	新川	全域	C	イ	S46.5.25閣議決定
新島崎川	新島崎川水域	全域	B	ア	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
郷本川	郷本川水域	全域	B	ア	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
島崎川	島崎川水域	全域	C	ア	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
鯖石川	鯖石川	全域	A	ア	S49.4.1県告示 (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
鵜川	鵜川	全域	A	ア	S49.4.1県告示 (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
柿崎川	柿崎川	全域	A	ア	S51.4.22県告示 (H16.1.16一部改正) (R6.3.22一部改正)
	吉川	全域	B	ア	S51.4.22県告示
名立川	名立川	全域	A	ア	H16.3.26県告示
能生川	能生川	全域	A	ア	S51.4.22県告示
早川	早川	全域	A	ア	S51.4.22県告示
青海川	青海川	御幸橋より下流	C	ア	S53.4.28県告示 (H16.1.16一部改正)
姫川	姫川	県境より下流	AA	ア	S51.4.22県告示
国府川	国府川	全域	B	ア	S52.4.30県告示 (H1.3.10一部改正)

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

#### <水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	信濃川(1)	長生橋より上流に限る	生物A	ア	H22.9.24環境省告示
	信濃川(2)	長生橋より下流に限る	生物B	ア	H22.9.24環境省告示
	中津川上流	県境から穴藤ダムまで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	清津川上流	水無川合流点より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	清津川下流	水無川合流点から信濃川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	生物A	ア	H25.3.12県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	三国川	南魚沼市清水瀬字入山622番の1地先より下流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	宇田沢川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	破間川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	渋海川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	黒川	黒川放水路を含む全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	刈谷田川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	五十嵐川上流	三条市上水道取水点より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	五十嵐川下流	三条市上水道取水点から信濃川合流点まで	生物A	ア	H25.3.12県告示
	加茂川上流	八幡橋より上流	生物A	ア	H25.3.12県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	能代川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	小阿賀野川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	中ノ口川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	西川上流	善光寺橋より上流	生物B	ア	H25.3.12県告示
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	生物B	ア	H25.3.12県告示	
栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示 (R5.3.24一部改正)	
放水路		生物B	ア	H25.3.12県告示	
阿賀野川	阿賀野川上流	早出川合流点より上流に限る。ただし、大川ダム貯水池(若郷湖)(全域)を除く	生物A	ア	H22.9.24環境省告示
	阿賀野川下流	早出川合流点より下流に限る	生物B	ア	H22.9.24環境省告示
	常浪川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	新谷川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	都辺田川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	早出川	全域	生物A	ア	H25.3.12県告示
	安野川	全域	生物B	ア	H25.3.12県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川上流	潟口橋から新井郷川排水機場まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川中流	新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで	生物B	ア	H25.3.12県告示
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示
新発田川	住吉橋より下流	生物B	ア	H25.3.12県告示	
関川	関川上流	一之橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
関川	関川下流	渋江川合流点より下流	生物B	ア	H23.3.15県告示
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	生物A	ア	H23.3.15県告示
	保倉川上流	保倉川橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
	保倉川中流	保倉川橋から飯田川合流点まで	生物B	ア	H23.3.15県告示
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	生物B	ア	H23.3.15県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	生物A	ア	H23.3.15県告示
飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	生物B	ア	H23.3.15県告示	
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	生物A	ア	H22.3.9県告示
三面川	三面川(1)	昭和38年農林水産省告示第1043号に掲げる河口から種川分岐点までの水域	生物特A	ア	H21.3.3県告示
	三面川(2)	種川分岐点から上流全域	生物A	ア	H21.3.3県告示
	高根川	全域	生物A	ア	H21.3.3県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	生物A	ア	H26.3.18県告示
	荒川下流	旭橋より下流	生物A	ア	H26.3.18県告示
胎内川	胎内川上流	胎内川頭首工から上流	生物A	ア	H22.3.9県告示
	胎内川中流	胎内川頭首工から高野橋まで	生物A	ア	H22.3.9県告示
	胎内川下流	高野橋から下流	生物A	ア	H22.3.9県告示
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
加治川	加治川	全域	生物A	ア	H22.3.9県告示
新川	大通川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
	新川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
新島崎川	新島崎川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
郷本川	郷本川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
島崎川	島崎川水域	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示
鯖石川	鯖石川上流	小坂橋より上流	生物A	ア	H26.3.18県告示
	鯖石川中流	小坂橋から豊田橋まで	生物B	ア	H26.3.18県告示
	鯖石川下流	豊田橋より下流	生物B	ア	H26.3.18県告示
鵜川	鵜川上流	御幸橋より上流	生物A	ア	H26.3.18県告示
	鵜川下流	御幸橋より下流	生物B	ア	H26.3.18県告示
柿崎川	柿崎川上流	吉川合流点より上流	生物A	ア	H24.3.6県告示
	柿崎川下流	吉川合流点より下流	生物B	ア	H24.3.6県告示
	吉川	全域	生物B	ア	H24.3.6県告示
名立川	名立川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
能生川	能生川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
早川	早川	全域	生物A	ア	H24.3.6県告示
青海川	青海川	御幸橋より下流	生物B	ア	H24.3.6県告示
姫川	姫川	県境より下流	生物A	ア	H24.3.6県告示
国府川	国府川	全域	生物B	ア	H26.3.18県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

## ○湖沼

### <一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	圏	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域		湖沼B	イ	S46.5.25閣議決定
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域		湖沼A	ア	S51.4.22県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

### <水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	圏	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域		生物B	ア	H25.3.12県告示
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域		生物A	ア	H24.3.6県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

## ○海域

### <一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	圏	該当類型	達成期間	告示等年月日
新潟海域	新潟海域(甲)	別記1参照		海域A	ア	S50.6.6県告示
	新潟海域(乙)	別記2参照		海域A	イ	S50.6.6県告示
	新潟海域(丙)	別記3参照		海域B	ア	S50.6.6県告示
	新潟海域(新潟東港)	別記4参照		海域B	ア	S61.4.25県告示
弥彦・米山地先海域	弥彦・米山地先海域(弥彦地先)	別記11参照		海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正) (H26.3.14一部改正)
	弥彦・米山地先海域(米山地先)	別記12参照		海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正) (H26.3.14一部改正)
直江津海域	直江津海域	別記5参照		海域A	ア	S50.6.6 県告示
西頸城地先海域	西頸城地先海域	別記13参照		海域A	ア	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正)
両津湾	両津湾(甲水域)	別記6参照		海域A	ア	S52.4.30県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(乙水域)	別記7参照		海域B	ア	S54.4.13県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(丙水域)	別記8参照		海域B	ア	S54.4.13県告示 (H10.3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照		海域A	ア	S52.4.30県告示 (H12.3.10一部改正)
小木港	小木港	別記10参照		海域A	ア	S52.4.30県告示 (H3.3.26一部改正)
県北海域	県北海域	別記14参照		海域A	ア	H3.4.2県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<窒素、磷に係る項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
両津湾	両津港	別記7参照	海域Ⅱ	ア	H10.3.24県告示
	加茂湖	別記8参照	海域Ⅱ	ア	H10.3.24県告示 (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照	海域Ⅰ	ア	H12.3.10県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○別記

1 新潟海域(甲) 関屋分水路右岸端から加治川河口左岸端に至る陸岸の地先海域であって、新潟海域(乙)、新潟海域(丙)及び新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る部分を除いたもの
2 新潟海域(乙) 信濃川西防波堤先端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、新井郷川河口右岸端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、前二直線の先端を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域であって、新潟海域(丙)に係る部分を除いたもの
3 新潟海域(丙) 海岸線上における新潟市船江町1丁目と2丁目の境界地点と同地点から北北西1,500メートルの地点を結ぶ直線、同直線先端と信濃川西防波堤先端を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域
4 新潟海域(新潟東港) 新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る海域
5 直江津海域 岩戸川河口右岸端から新堀川河口左岸に至る陸岸の地先海域
6 両津湾(甲水域) 金剛山三角点(965メートル)から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びに加茂湖の海域を除く
7 両津湾(乙水域)・両津港 両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域
8 両津湾(丙水域)・加茂湖 加茂湖
9 真野湾 田切須崎と台ヶ鼻を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
10 小木港 城山山頂(北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒)を中心として1,800メートルの半径を有する円内の海域
11 弥彦・米山地先海域(弥彦地先) 関屋分水路右岸端から相場川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
12 弥彦・米山地先海域(米山地先) 相場川左岸端から新堀川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
13 西頸城地先海域 岩戸川河口右岸端から富山県との境界である境川河口の地点に至る陸岸の地先海域
14 県北海域 加治川河口左岸端から山形県との境界地点に至る陸岸の地先海域

